平成２１年（フ）第６６６号
大阪府岸和田市箕土路町２丁目11番６号
破産者　畠中製薬株式会社
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５６１号
大阪府泉佐野市高松西２丁目5908番地の１
破産者　株式会社井上地所
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６６９号
大阪府岸和田市西之内町11番23号
破産者　有限会社歓車館
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６８４号
最後の住所大阪府泉南市樽井４丁目28番６号、事業所所在地大阪府和泉市池田下町3369番地
破産者　多田商店こと亡多田洋相続財産
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７０４号
大阪府貝塚市麻生中680番地
破産者　株式会社竹内工務店
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８３０号
神戸市中央区北長狭通４丁目３番13号私学会館内
破産者　株式会社ガル
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８０号
神戸市中央区脇浜海岸通４丁目１番２―208号、従前の住所千葉市中央区末広３丁目10番３号
破産者　有限会社ナチュライズ
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２７号
広島市佐伯区海老山町９番25号
破産者　ウッズ株式会社（旧タングルウッド株式会社）
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０号
佐賀県唐津市養母田503番１号
破産者　農業生産法人有限会社園芸技術研究所アグロシステム
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第４５７号
鹿児島県鹿児島市伊敷台３丁目24番17号
破産者　山方タヅ子
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２２７７号
神奈川県鎌倉市大町３丁目19番８－３号
破産者　株式会社インディゴデザイン室
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０号
静岡県御殿場市茱萸沢787番地
破産者　株式会社モーターレーシングシステム
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
静岡県浜松市中区春日町131番地の２
破産者　有限会社田口建設
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５０８号
岡山市南区西市811番地の１
破産者　シンキホーム株式会社
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１５号
三重県名張市桔梗が丘西３番町１街区100番地、前住所栃木県那須塩原市橋本町２番28号
破産者　藤田　裕一
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第１７号
栃木県小山市大字喜沢200番地１　ハーモネートⅡ―103号、破産手続開始決定時の住所宇都宮市西川田１丁目９番５号　コーポサンシャインⅡ―104
破産者　藤田　勝利
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第４１号
京都府舞鶴市字上福井2157番地
破産者　山下オリエ
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成１９年（フ）第１３８号
愛媛県今治市宅間甲1253番地
破産者　近藤　祥子（旧姓山路）
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第２７７９号
札幌市中央区南９条西13丁目３番６―205号
破産者　吉岡　朋也
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０８号
仙台市若林区大和町５丁目11番40―1312号、申立時の住所仙台市泉区鶴が丘１丁目14番地の６
破産者　佐藤　治勝
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係